

世田谷区都市計画図 1 (地域地区等)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、

街づくり課へ

鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618


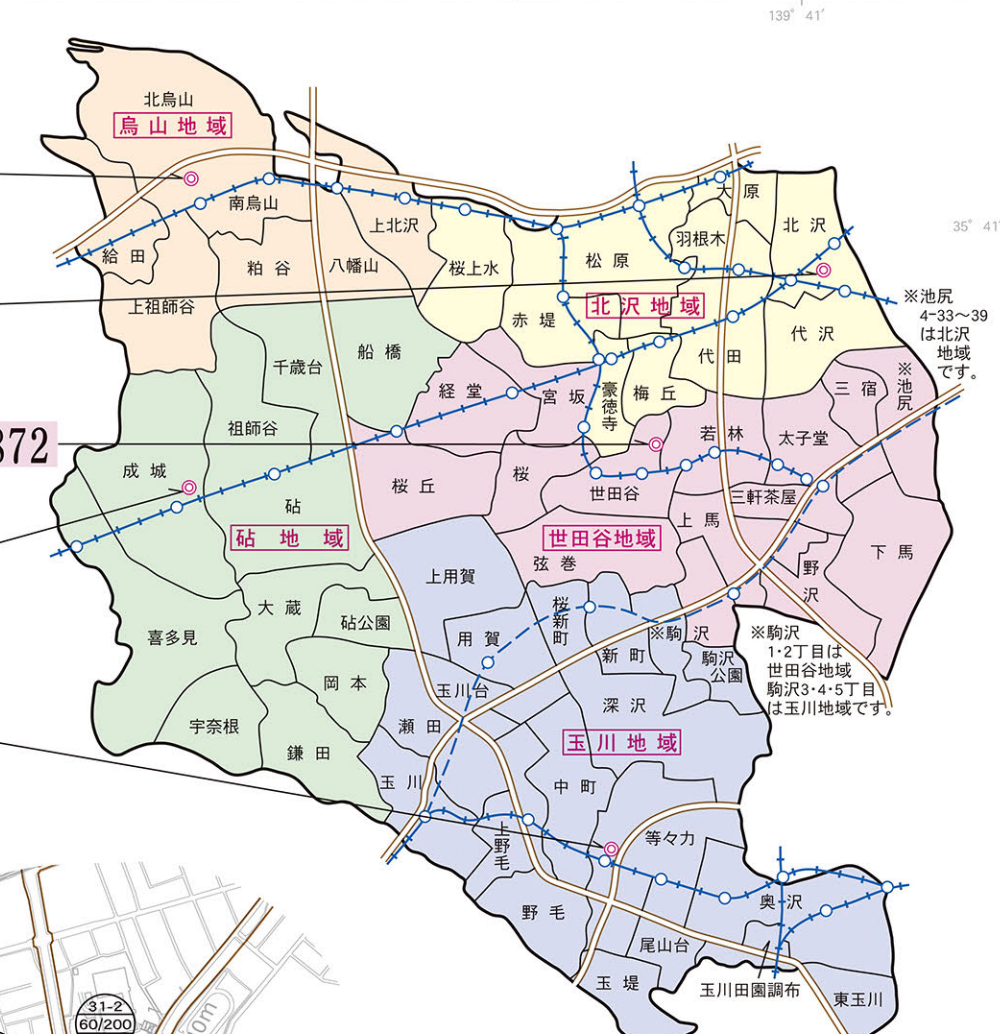
北沢総合支所 街づくり課 5478-8031

世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872

砧総合支所 街づくり課 3482-2594

玉川総合支所 街づくり課 3702-4539

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。



凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(敷地面積7m ² 以上)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の最低限度**

A	高度地区等 (記載のないところは無指定) 例: 10.2→10m第2種高度地区 101→100m第1種高度地区
B	建蔽率・容積率
C	敷地面積 (記載のないところは無指定)

防火地域の指定

	防火指定なし (2重枠) [※]
	防火地域
	準防火地域

※建築基準法第24条第1項の規定に基づいて指定された防火地域に指定されています。

都市計画施設

	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画市高速鉄道

緑化地域

指定区域	市街化区域全域 [※]
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為

敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。
緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。
[※]多摩川河川敷以外の区内全域

日影規制

3.2	日影規制時間
4.2.5	
4.2.5	

※日影規制の種別は、都市計画第2の表の一覧表にあります。

◆用途地域の路線指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通り(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線指定は後述位置より20mです。

1:11,000

本図に示す地域地区等の計画線は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また掲載されている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細については東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に照会しご確認ください。日影規制の詳細についても、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)で確認ください。

【(保)国勢】5都市基盤部第22号、令和5年11月2日
この地図は、「世田谷区自治体データベース」を基盤として作成したものです。
【世田谷区自治体データベース】の著作権は、国勢調査(保)に帰属します。
東京都建設局第1115-22-00(1967)170号 (保)中央ジヤマックス